

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	鳥取市 所得税の源泉徴収に係る法定調書及び不動産の使用料等の支払に係る法定調書への個人番号記載に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は、所得税の源泉徴収に係る法定調書及び不動産の使用料等の支払に係る法定調書への個人番号記載に関する事務における特定個人情報等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じた上で、個人番号等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和8年1月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	所得税の源泉徴収に係る法定調書及び不動産の使用料等の支払に係る法定調書への個人番号記載に関する事務
②事務の概要	①所得税の源泉徴収に係る法定調書 ・附属機関委員、講師等(以下「委員等」という)に対し、報酬等から源泉徴収を行う。 ・委員等から個人番号の提供を受け、個人番号を記載した法定調書を作成する。 ・法定調書のうち源泉徴収票と支払調書は委員等本人及び税務署へ提出し、給与支払報告書は委員等が居住する市町村へ交付する。 ②不動産の使用料等の支払に係る法定調書 ・不動産の使用料等を支払った相手方から個人番号の提供を受け、個人番号を記載した法定調書を作成する。 ・法定調書を税務署に提出する。
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
源泉徴収票ファイル、支払調書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	【市長部局】総務部職員課・総務部財産経営課、【水道局】総務課、【市立病院】事務局総務課
②所属長の役職名	【市長部局】職員課長・財産経営課長、【水道局】総務課長、【市立病院】総務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長部局総務部総務課公文書管理室(総合窓口) 〒680-8571 鳥取市幸町71番地 電話0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	【市長部局】 総務部職員課 〒680-8571 鳥取市幸町71番地 電話 0857-30-8117 総務部財産経営課 〒680-8571 鳥取市幸町71番地 電話 0857-30-8132 【水道局】 鳥取市水道局 総務課 〒680-1132 鳥取市国安210番地3 電話 0857-53-7912 【鳥取市立病院】 鳥取市立病院 事務局総務課 〒680-8501 鳥取市市場一丁目1 電話 0857-37-1522
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>【職員課】個人番号の収集事務において、職員分は、職員課の事務取扱担当者が本人確認の上で個人番号を収集し、システム登録の際に、複数の職員による登録内容の確認を行うことで誤入力等の防止を図っている。職員分以外は、各所属の事務取扱担当者が本人確認の上で個人番号を収集し、出納室職員が財務会計システムへの相手方登録を行っている。その後、各所属の事務取扱担当者が登録内容を確認することでダブルチェック体制を確保している。また、一連の手続きは「個人番号等管理記録簿」により記録・管理され、処理漏れ等の防止が図られている。</p> <p>【財産経営課】住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請書からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。</p> <p>【水道局】個人番号の収集事務において、事務取扱担当者が本人確認の上で個人番号を収集し、システム登録の際に、複数の職員による登録内容の確認を行うことで誤入力等の防止を図っている。また、一連の手続きは「個人番号等管理記録簿」により記録・管理され、処理漏れ等の防止が図られている。</p> <p>【市立病院】複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。</p>	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <p><選択肢></p> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </p>
判断の根拠	【職員課】選択肢2)システムから個人番号を含むデータ出力を行うと該当箇所が暗号化され読み取れない仕様となっている。また、システム操作権限の付与により閲覧制限を行っている。 【財産経営課】選択肢3)アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 【水道局】選択肢9)特定個人情報を取り扱う職員については、個人情報保護の基礎的な知識や重要性などを習得するため、「個人情報等安全管理研修」を受講している。 【市立病院】選択肢9)事務取扱者は研修計画に基づき、定期的に研修へ参加している。

